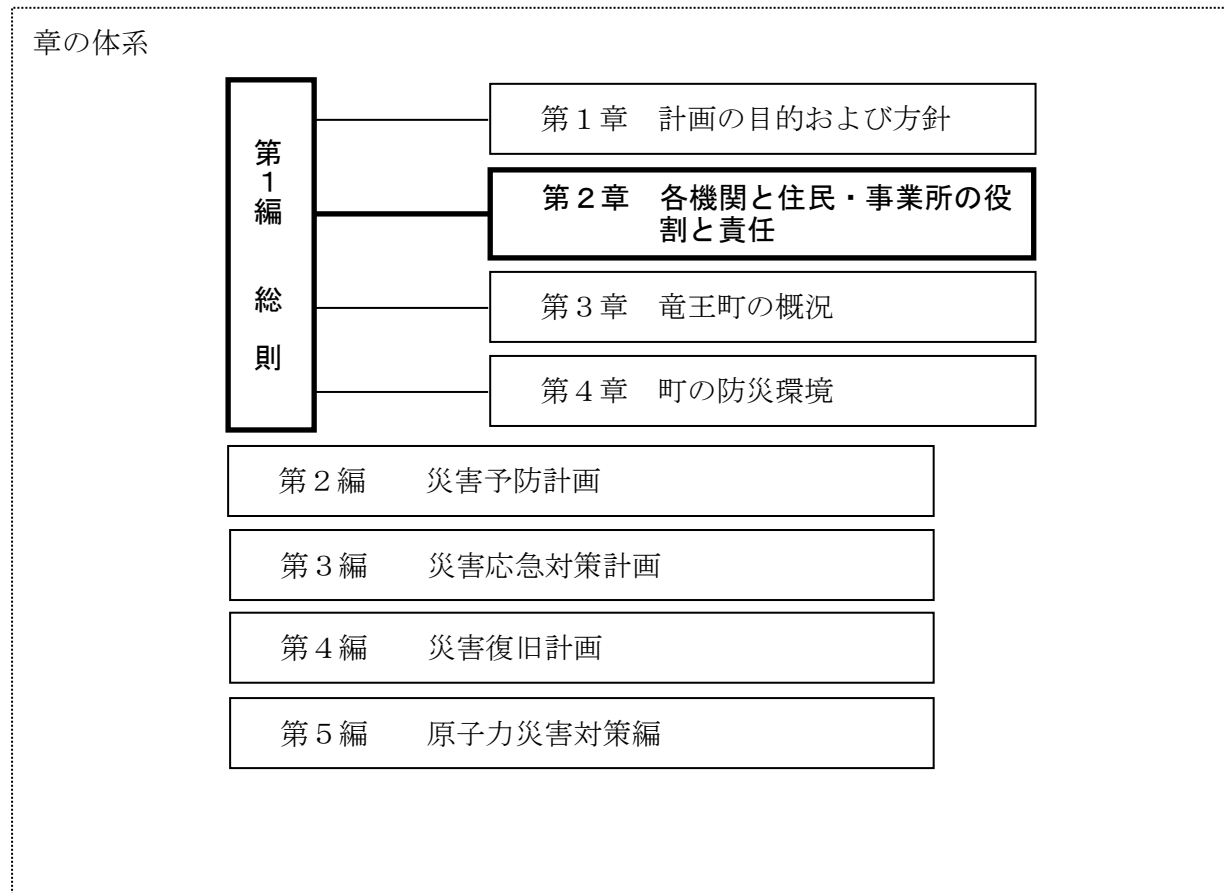


## 第2章 各機関と住民・事業所の役割と責任



第1節 行政および防災関係機関の役割と責任 .....	総— 8
第2節 住民・事業所の役割と責任 .....	総—17

## 第1節 行政および防災関係機関の役割と責任

### 第1 行政および防災関係機関の実施責任

#### 1 竜王町

竜王町の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から守るため、防災の第一次の責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 滋賀県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体および財産を災害から守るため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町および地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から守るため、指定行政機関の管理する施設の応急対策および業務の遂行を実施するとともに、県および町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 4 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら管理する施設の応急対策および業務の遂行を実施するとともに、県および町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに災害時には自ら管理する施設の応急対策および業務の遂行を実施するとともに、県および町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

## 第2 行政および防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

### 1 竜王町

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
竜王町	1. 防災会議に関する事務 2. 防災対策の組織の整備 3. 管内における公共的団体および住民の自主防災組織の育成指導 4. 防災施設の整備 5. 防災のための知識の普及、教育および訓練 6. 防災に必要な資機材等の備蓄および整備 7. 水防、消防その他の応急措置 8. 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 9. 被災者の救出、救護等の措置 10. 避難の指示および避難者の誘導ならびに避難所の開設 11. 災害時における保健衛生についての措置 12. 被災児童、生徒等の応急教育 13. 災害復旧の実施 14. 災害時におけるボランティアの受け入れ対策

### 2 滋賀県

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
滋賀県	1. 防災会議に関する業務 2. 防災対策の組織の整備 3. 市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 4. 防災施設の整備 5. 防災のための知識の普及、教育および訓練 6. 防災に必要な資機材の備蓄および整備 7. 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 8. 水防その他の応急措置 9. 被災者の救出、救護等の措置 10. 避難の指示ならびに避難所開設の指示 11. 災害時における交通規制および輸送の確保 12. 災害時における保健衛生についての措置 13. 被害児童、生徒等の応急教育 14. 災害復旧の実施 15. 自衛隊の災害派遣要請 16. 災害時におけるボランティアの受け入れ対策

### 3 滋賀県警察本部

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
滋賀県警察本部 (近江八幡警察署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設、設備等の整備</li> <li>2. 連絡、輸送手段の確保</li> <li>3. 教養・訓練および事前準備</li> <li>4. 業務継続計画の策定</li> <li>5. 情報通信・情報収集手段の整備</li> <li>6. 関係機関との協力</li> <li>7. 交通の確保に必要な対策</li> <li>8. 避難誘導に係る対策</li> <li>9. 県民等への情報伝達・防災訓練</li> <li>10. 関係機関、ボランティア団体等との相互連携</li> <li>11. 危険箇所、孤立化集落、重要施設の把握等</li> <li>12. 災害警備活動に関する調査および研究</li> <li>13. 警備体制の確立</li> <li>14. 情報の収集・報告</li> <li>15. 救出救助活動等</li> <li>16. 交通規制の実施</li> <li>17. 避難誘導等の措置</li> <li>18. 行方不明者の捜索、情報の共有</li> <li>19. 遺体の検視等</li> <li>20. 二次被害の防止</li> <li>21. 社会秩序の維持</li> <li>22. 報道対策</li> <li>23. 活動の記録</li> <li>24. 警察情報システムに関する措置</li> <li>25. 自発的支援の受入れ</li> <li>26. 警察施設の復旧および職員の健康管理</li> <li>27. 暴力団排除活動の徹底</li> <li>28. 警衛警護の実施</li> <li>29. 職員の参集・派遣等</li> <li>30. 隣接府県等との連携</li> </ol>

### 4 東近江行政組合消防本部

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
近江八幡消防署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防施設・消防体制の整備</li> <li>2. 救助活動および救援施設・体制の整備</li> <li>3. 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>4. 消防知識の普及・啓発</li> <li>5. 火災発生時の消火活動</li> <li>6. 水防活動の協力・援助</li> <li>7. 被災者の救助・救援</li> <li>8. 被害に関する情報の収集、伝達および被害調査</li> </ul>
--	---

## 5 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 近畿管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 管区内各府県警察の指導・調整</li> <li>2. 他管区警察局との連携</li> <li>3. 関係機関との協力</li> <li>4. 情報の収集および連絡</li> <li>5. 警察通信の運用</li> <li>6. 警察災害派遣隊の運用</li> </ul>
2. 近畿財務局 (大津財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 公共土木等被災施設の査定の上会</li> <li>2. 地方公共団体に対する災害融資</li> <li>3. 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請</li> <li>4. 国有財産の無償貸付等</li> </ul>
3. 近畿厚生局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 救援等に係る情報の収集および提供</li> </ul>
4. 近畿農政局 (滋賀県拠点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導ならびに助成</li> <li>2. 農業関係被害情報の収集報告</li> <li>3. 農作物、家畜等の防災管理指導および病虫害の防除指導</li> <li>4. 被害農業者等に対する災害融資のあっせん・指導</li> <li>5. 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け</li> <li>6. 米穀、野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の安定供給対策</li> <li>7. 災害時における主要食料の供給についての連絡調整</li> </ul>
5. 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 国有林野の治水治山事業の実施、施設の整備</li> <li>2. 国有保安林、保安施設等の保全</li> <li>3. 森林火災対策</li> <li>4. 災害応急対策用材（国有林材）の供給</li> <li>5. 国有林野における災害復旧</li> </ul>
6. 近畿経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 電力・ガスの供給の確保および復旧支援</li> <li>2. 災害対策用物資の供給に関する情報の収集および伝達</li> <li>3. 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達</li> <li>4. 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援</li> </ul>
7. 中部近畿産業保安	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 電気工作物（原子力発電用を除く）の保安の確保</li> </ul>

第1編 総則

第2章 各機関と住民・事業所の役割と責任

<p>監督部近畿支部</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>2. ガスおよび火薬類施設等の保安の確保</li> <li>3. 鉱山における危害の防止、施設の保全および鉱害防止についての保安の確保</li> </ol>
<p>8. 近畿運輸局 (滋賀運輸支局)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管事業者の所有する交通施設および設備の整備についての指導</li> <li>2. 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達</li> <li>3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等事業実施のための調整</li> <li>4. 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物輸送事業者に対する協力要請</li> <li>5. 特に必要があると認める場合の輸送命令</li> <li>6. 災害時における交通機関利用者への情報の提供</li> </ol>
<p>9. 大阪航空局 (大阪空港事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置</li> </ol>
<p>10. 大阪管区气象台 (彦根地方气象台)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表を行う</li> <li>2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達および解説を行う</li> <li>3. 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備に努める</li> <li>4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う</li> <li>5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める</li> </ol>
<p>11. 近畿総合通信局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電波および有線電気通信の監理</li> <li>2. 非常通信訓練の計画およびその実施指導</li> <li>3. 非常通信協議会の育成および指導</li> <li>4. 防災および災害対策用に係る無線局の開設等、整備の指導</li> <li>5. 災害時における重要通信の確保</li> <li>6. 災害対策用移動通信機器等の貸出し</li> </ol>
<p>12. 滋賀労働局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場、事業場（鉱山関係は除く）における労働災害防止のための指導</li> <li>2. 被災者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導</li> <li>3. 被災者の労災保険給付に関する対応</li> <li>4. 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防および再就職の促進</li> </ol>
<p>13. 近畿地方整備局 (琵琶湖河川事務所) (滋賀国道事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること</li> <li>2. 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること</li> <li>3. 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>4. 直轄河川の洪水予警報等および水防警報の発表および伝達に関すること</li> <li>5. 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保に関すること</li> <li>6. 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること</li> <li>7. 直轄公共土木施設の復旧に関すること</li> <li>8. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること</li> <li>9. 公共土木被災施設災害の査定</li> </ul>
14. 近畿地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 災害廃棄物等の処理対策に関すること</li> </ul>
15. 国土地理院近畿地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握および提供に関すること</li> <li>2. 地殻変動等の把握のための測量等の実施および測量結果の提供に関すること</li> <li>3. 防災地理情報の整備に関すること</li> </ul>

## 6 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 陸上自衛隊 (今津駐屯部隊)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 災害派遣計画の作成</li> <li>2. 県、市町その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力</li> </ul>

## 7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 西日本電信電話(株) (滋賀支店)</li> <li>2. エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</li> <li>3. KDDI(株)</li> <li>4. (株)NTTドコモ</li> <li>5. ソフトバンク(株)</li> <li>6. 楽天モバイル(株)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 電気通信施設の整備と防災管理</li> <li>2. 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達</li> <li>3. 被災施設の復旧</li> </ul>
7. 日本銀行 (京都支店)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における現地金融機関に対する緊急措置</li> </ul>
8. 日本赤十字社 (滋賀県支部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 医療救護</li> <li>2. こころのケア</li> <li>3. 救援物資の備蓄および配分</li> <li>4. 血液製剤の供給</li> <li>5. 義援金品の受付および配分</li> </ul>

第1編 総則

第2章 各機関と住民・事業所の役割と責任

	<p>6. その他応急対応に必要な業務</p> <p>7. 1～6の救護業務に関連し、次の業務を実施する。</p> <p>①復旧・復興に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活再建支援</li> <li>・その他復旧・復興に必要な業務</li> </ul> <p>②防災・減災に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育</li> <li>・その他防災・減災に必要な業務</li> </ul>
<p>9. 日本放送協会 (大津放送局)</p>	<p>1. 放送施設の保全</p> <p>2. 県民に対する防災知識の普及</p> <p>3. 気象等予警報および被害状況等の報道</p> <p>4. 避難所への受信機の貸与</p> <p>5. 被災放送施設の復旧</p> <p>6. 社会事業団等による義援金品等の募集配分</p>
<p>10. 西日本高速道路(株) (関西支社栗東管理事務所)</p>	<p>1. 名神高速道路等の整備と防災管理</p> <p>2. 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保</p> <p>3. 被災道路施設の復旧</p>
<p>11. 日本通運(株) (湖東支店)</p>	<p>1. 災害時における貨物自動車による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力</p>
<p>12. 関西電力(株)、 関西電力送配電(株) 滋賀支社</p>	<p>1. 電力施設の整備と防災管理</p> <p>2. 災害時における電力供給の確保</p> <p>3. 被災電力施設の復旧</p>
<p>13. 大阪ガスネットワーク(株) (京滋導管部)</p>	<p>1. ガス施設の整備と防災管理</p> <p>2. 災害時におけるガス供給の確保</p> <p>3. 被災施設の復旧</p>
<p>14. 日本郵政(株)近畿支社 (近江八幡郵便局) (竜王郵便局) (竜王川守郵便局)</p>	<p>1. 郵便物の送達の確保</p> <p>2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>3. 郵便局の窓口業務の維持</p>



## 8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 一般社団法人滋賀県バス協会 2. 一般社団法人滋賀県トラック協会（湖東地区協議会）	1. 災害時における自動車、船舶等による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力
3. 滋賀県土地改良事業団体連合会	1. ため池および農業用施設の整備と防災管理 2. 農地および農業用施設の被害調査と復旧
4. 一般社団法人滋賀県医師会・近江八幡市蒲生郡医師会 5. 公益社団法人滋賀県看護協会 6. 一般社団法人滋賀県薬剤師会	1. 災害時における医療救護の実施 2. 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 3. 災害時における医薬品等の管理
7. 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	1. 災害ボランティア活動の支援 2. 要配慮者の避難支援への協力
8. ㈱京都放送 9. びわ湖放送㈱ 10. 株式会社エフエム滋賀	1. 放送施設の保全 2. 県民に対する防災知識の普及 3. 気象予警報および被害状況等の報道 4. 被災放送施設の復旧 5. 社会事業団等による義援金品の募集配分
11. 一般社団法人滋賀県LPガス協会	1. ガス施設の整備と防災管理 2. 災害時におけるガス供給の確保 3. 被災施設の復旧
12. 一般社団法人滋賀県建設業協会	1. 災害時における公共土木建築施設の復旧 2. 災害時における人命救助および応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理 3. 災害時における土木資機材労力の提供

## 9 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. グリーン近江農業協同組合	1. 共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施 2. 農業関係の県、市町の実施する被害調査および応急対策に対する協力 3. 被災農業者に対する融資および斡旋 4. 被災農業者に対する生産資材の確保斡旋
2. 竜王町商工会	1. 災害時における物価安定についての協力 2. 災害救助用および復旧用物資の確保についての協力
3. 高圧ガス・危険物等関係施設の管理者	1. 災害時における危険物等の保安措置およびガス等燃料の供給
4. 新聞社等報道関係機関	1. 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底

第1編 総則

第2章 各機関と住民・事業所の役割と責任

(びわ湖キャプテン(株))	2. 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 3. 社会事業団等による義援金品の募集配分
5. 竜王町社会福祉協議会	1. 要配慮者に対する生活支援活動の協力 2. 災害ボランティアセンターの開設および運営 3. 災害時における社会福祉団体との調整の協力
6. 竜王建設工業会	1. 災害応急対策および災害復旧に関する協力
7. 一般社団法人滋賀県歯科医師会 8. 一般社団法人滋賀県病院協会	1. 災害時における医療救護の実施 2. 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力
9. 日野川流域土地改良区	1. 農業用施設の整備と防災管理 2. 農業用施設の被害調査と復旧

## 第2節 住民・事業所の役割と責任

### 第1 住民

#### 1 自己管理

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」という自助の考え方に立ち、災害に備え、建物の補強、家具の転倒防止等に配慮し、食糧や日常品の備蓄、救急用品および常備薬等の緊急持ち出し品の管理等住民自らが心がけ、被害の拡大防止に努める。

#### 2 応急対策活動への協力

町および県が行う防災に関する事業および災害発生時の救援・救護活動に協力する。

### 第2 自主防災組織

#### 1 住民の相互協力

「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助（互助）の考え方に立ち、災害発生時には、地域住民が協力して消火・救援活動が行えるように、日頃から地域の連帯感を高め、地域の実情に即した防災体制の確立に努める。

#### 2 応急対策活動への協力

町および県が行う防災に関する事業および災害発生時の救援・救護活動に協力する。

### 第3 事業所

#### 1 従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員および利用者等の安全を確保する。

#### 2 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくりおよび災害に強い人づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。

#### 3 応急対策活動への協力

町および県が行う防災に関する事業および災害発生時の救援・救助活動に協力する。